



## 奈良県ダンススポーツ連盟

# 2012年度（平成24年度）総会報告書

開催日時：2012年6月9日（土） PM 1:00～2:00

場 所：西部生涯スポーツセンター 会議室

奈良県ダンススポーツ連盟

TEL：186-090-8468-0089（大江 偉夫）

ホームページ：<http://www.jdsf.or.jp/nara/>

## 奈良県ダンススポーツ連盟 2012年度(平成24年度)定期総会議事録

日時 2012年(平成24年) 6月 9日(土) PM 1.00~2.00  
場所 西部生涯スポーツセンター 会議室  
出席者 敬称略 大江 偉夫、小野村 順子、堀田 邦子、笠井 敏雄、西村 増雄、佐野 信哉  
白波瀬 利光、上亟 明、奥田 徹、藤田 保、上田 紀代子、木船 拓治、  
明正 和夫、明正 房江、塩田 稔  
会員総数228人…出席者15人、委任状提出者131人 計146人 出席者、委任状提出者  
が会員総数の過半数以上につき総会は成立した。

議事…事務局担当白波瀬理事の司会で議事を進行した。

1. 2011年度(平成23年度)の事業報告が別紙どおり報告され、承認された。(別紙参照)
2. 2011年度(平成23年度)の会計報告が別紙収支計算書どおり報告され、承認された。(別紙参照)
3. 2011年度(平成23年度)の監査報告が別紙どおり報告され、承認された。(別紙参照)
4. 2012年度(平成24年度)の事業計画が別紙どおり報告され、承認された。(別紙参照)
5. 2012年度(平成24年度)の予算案が別紙どおり報告され、承認された。(別紙参照)なお、下記の質問があった。
  - (1) 奈良県体育協会へ支払う会費と、受け取る補助金は、予算に入っているのか？  
回答…雑支出で会費1万円、雑収入で補助金2万円を計上している。
  - (2) サークル立ち上げ予算はどのように使用するのか？  
回答…奈良県ダンススポーツ連盟に、サークル加盟してもらえるサークルに補助金を提供し、会員数の増大を図りたい。
6. 奈良県ダンススポーツ連盟規約の改定案が別紙どおり報告され、承認された。(別紙参照)なお、下記の質問があった。
  - (1) 通称「JDSF奈良県ダンススポーツ連盟」はどのようなときに使用するのか？  
回答…どのようなときに使用するのかの具体事例は不明であるが、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が提示した規約改定雛形どおりの文章にしている。
7. 奈良県ダンススポーツ連盟会費規程案が別紙どおり報告され、承認された。(別紙参照)
8. 奈良県JDSF正会員の選挙管理委員として、下記の3名を選出した。

選挙管理委員長…堀 秀彦氏  
選挙管理委員…小川 峰子氏  
選挙管理委員…野々口 隆氏

以上3氏で選挙管理委員会を構成し、奈良県JDSF正会員の選挙を実施してもらうことにした。

以上

議事録案作成日 2012. 6. 10 議事録確認日 2012. 6. 13  
議事録作成者 氏名 印

白波瀬利光 

# 2011年度（平成23年度）事業報告

奈良県ダンススポーツ連盟

## I. 奈良県ダンススポーツ連盟の事業報告の概要

事業目標	事業報告（詳細は下記に記載）
1. 愛好家との親睦	サマーダンスパーティー、オータムダンスパーティー、新春ダンスパーティーを開催して親睦を深めた。他団体等が開催する東日本大震災チャリティーパーティーに協賛・協力をした。
2. 競技選手会員、一般会員の拡大	2012年3月31日現在の会員数228名、前年度より8名減、拡大にならず残念な結果であった。
3. 競技選手、愛好家のダンス技術レベルの向上、技術認定制度の導入	技術講習会を2回開催（スタンダード、ラテン）し、ダンスレベルの向上に寄与、技術認定制度は未着手で導入出来ず。
4. 競技会の開催・競技会スタッフの養成	宇陀市総合体育館で、年2回の競技会を開催した。競技会スタッフとしての講習会にも参加した。

## II. 奈良県ダンススポーツ連盟の2011年度（平成23年度）事業報告

以下に2011年度の事業計画に沿って、事業報告を記載する。また、主な事業一覧を別紙1の1に、理事会などの開催一覧を別紙1の2に記載した。

### 1. ダンススポーツ競技の推進に関する事業

#### (1) 競技会の開催

2011年5月3日第30回奈良県ダンススポーツ競技会を、2011年10月10日第31回奈良県ダンススポーツ競技会を、いずれも宇陀市総合体育館で開催した。第30回は14区分で延べ221組の出場者、第31回は17区分で延べ259組の出場者があり、盛大に成功裏に終了することが出来た。

奈良県競技会の特徴であるA級戦・B級戦における音楽のフェードイン方式の採用、出場者に分かりやすいプロジェクトによる競技種目案内、出場記念に出来る豪華カラーパンフレットの作成、多数の遠隔地審判員を含めた公平な7人審判、スピーディーな競技運営と役員との親切的な応対は前年に引き続き、出場者に好印象を与えた。また、のびのびした広い会場、ゆったりした駐車場は、山間の自然環境、歴史環境と相まってゆとりを与え、リピーターの増大に寄与した。

今年は東日本大震災の自然災害に見舞われた年、被災地支援の一環として被災者特別割引1区4000円のところを1000円に割引して、被災地の出場者を優遇した。前年に引き続き競技内容をビデオ撮影し、DVDに編集して1枚1,000円で販売したところ、これが好評で年間105枚の販売があった。手間はかかるが奈良県競技会の特徴のひとつとして、継続していきたい。

事業計画にあげていた競技会技術習得人材の育成については、大江氏が採点管理長の資格を新たに取得し、佐野氏と藤田氏が採点管理長の講習を受講した。競技会スタッフとして新たに経験していただいた方が2人あった。

#### (2) 技術講習会の開催

2011年7月2日西部生涯スポーツセンターでスタンダード、2012年3月20日同じく西部生涯スポーツセンターでラテンの講習会を各1回開催した。スタンダードの講習会は細田氏・堀江氏にお願いし、41名の参加があった。ラテンの講習会は松本氏・東田氏にお願いし、46名の参加があった。当日はいずれの講習も基礎講習で、アンケート調査によると競技選手にも一般会員にも好評であった。終了前には講師のデモも数曲あり、受講者に感動を与えることが出来た。

### 2. ダンススポーツの普及推進に関する事業

#### (1) 会員拡大の推進

2011年8月21日サマーダンスパーティーをせせらぎホールで、2011年11月20日オータムダンスパーティーをリーベル王寺で、2012年2月25日新春ダンスパーティーを西部生涯スポーツセンターで開催

した。当日入場者を含むパーティー券販売枚数はサマー160枚・オータム206枚・新春117枚 計480枚に達した。これらのダンスパーティーはいずれもフリーダンスタイム・ミニデモ・パートナーチェンジ・競技選手とのミニデモ、コンペスタイルデモなどの催し物を取り入れ、参加者には評判のいいダンスパーティーであった。

競技会年2回、講習会年2回、パーティー年3回開催して会員の増大を図っているが、会員層の高齢化とともに、登録更新をせず1年で退会する人も多く、会員数の推移は下表の通りとなった。会員数の増大のためには、抜本的な対策が望まれる。

会員数の推移

区分	2010.3.31	2011.3.31	2012.3.31
DSC系	122名(110名)	112名(93名)	104名(89名)
サークル系	126名(67名)	124名(70名)	124名(62名)
合計	248名(177名)	236名(163名)	228名(151名)

○は、内選手登録人数

(2) サークルの連盟への加盟活動の推進

今年度は未着手に終わった。

(3) 技術認定制度の取り入れ

今年度は未着手に終わった。

3. その他の事業

(1) 奈良県体育協会への加盟促進活動

奈良県体育協会への加盟推進を行う専任理事をもうけ、同協会への積極的なアプローチを行った。その結果、2012年4月1日付けで奈良県体育協会に悲願の正式加盟が実現した。今後は奈良県体育協会の構成員として、恥ずかしくない活動を実践するとともに、加入したメリットを生かし、当奈良県ダンススポーツ連盟の活動場所の多様化、最適化に取り組みたい。

(2) 日本ダンススポーツ連盟主催の都道府県対抗全国ダンススポーツ大会等への参加

2011年11月13日、山口県周南市で開催された都道府県対抗全国ダンススポーツ大会には16人の選手を派遣し、ラテン13位・スタンダード17位・総合17位と昨年順位より健闘した。ねんりんピック、国民文化祭には参加できなかった。

(3) 東日本大震災の義援金を拠出

2011年4月、奈良県ダンススポーツ連盟から義援金として、10万円をJDSF本部の東日本大震災義援金口座に振り込んだ。

2011年5月22日、奈良県被災者支援ダンス愛好家の会が主催した、桜井市体育館での大震災チャリティーダンスパーティー、および2011年6月19日ダンスサークルあすかがはしお元気村で開催した、東日本大震災チャリティーダンスパーティーに協賛・協力し、それらの収益金(62,700円)を同義援金口座に振り込んだ。

(4) まほろば円舞会を後援し、円舞会の催し物が成功するように応援した。

「笑顔・絆・感動は心の扉を開く!」をコンセプトに開催されたまほろば円舞会を後援し、協力した。レベルが高く内容の濃い出し物で、出場者479人、観客1000人以上というすばらしい催し物であった。

(5) 奈良県ダンススポーツ連盟ホームページの充実

本連盟主催の各種イベントの案内や、映像を含めた活動報告を引き続いて掲載するとともに、会員サービスの一環として、「リーダー・パートナー募集」コーナーの新設、競技会申込の「ネットエントリー」の試行、ホームページレイアウトのリニューアルによる使いやすさの向上などに取り組んだ。

## 2011年度(平成23年度)主な事業一覧

## 主催した事業

No	開催日	場所	開催事業内容の概要		参加数
1	2011.05.03	宇陀市総合体育館	第30回奈良県ダンススポーツ競技会	D級戦L、C級戦L、B級戦L、A級戦L、GD級戦S、GC級戦S、5級戦S、4級戦S、3級戦S、D(2)級戦S、D(1)級戦S、C級戦S、B級戦S、A級戦S 被災地特別割引1区分 ¥4000→¥1000	延べ組数 221組
2	2011.07.02	西部生涯スポーツセンター	講習会	講師 細田氏、堀江氏 スタンドの講習	参加者 41人
3	2011.08.21	せせらぎホール	サマーダンスパーティー	フリーダンスタイム、パートナーチェンジ、ミニデモ、コンペデモ	参加者 160人
4	2011.10.10	宇陀市総合体育館	第31回奈良県ダンススポーツ競技会	わかさ戦L、3級戦L、D級戦L、C級戦L、B級戦L、わかさ戦S、GD級戦S、GC級戦S、6級戦S、5級戦S、3級戦S、1級戦S、D(2)級戦S、D(1)級戦S、C(2)級戦S、C(1)級戦S、B級戦S 被災地特別割引1区分 ¥4000→¥1000	延べ組数 259組
5	2011.11.20	リ-ベル王寺	オータムダンスパーティー	フリーダンスタイム、パートナーチェンジ、ミニデモ、コンペデモ	参加者 206人
6	2012.02.25	西部生涯スポーツセンター	新春ダンスパーティー	フリーダンスタイム、パートナーチェンジ、ミニデモ、コンペデモ	参加者 117人
7	2012.03.20	西部生涯スポーツセンター	講習会	講師 松本氏、東田氏 ラテンの講習	参加者 46人

## その他の事業

No	開催日	場所	開催事業内容の概要		参加数
1	2011.5.22	桜井市民体育館	東日本震災チャリティパーティー	収益金41,500円をJDSF本部の義援金募集口座に振込み	参加者 56人
	2011.6.19	はしお元気村		収益金21,200円をJDSF本部の義援金募集口座に振込み	参加者 60人弱
2	2011.11.13	山口県周南市周南総合スポーツセンター	都道府県対抗競技会	選手16名参加、ラテン13位、スタンダード17位、総合17位	選手16人
3	2012.3.10	なら100年会館	まほろば円舞会	第1幕・・ダンスファンタジー 第2幕・・Shall we ダンス? 出場者479人	入場者 1000人以上

## 2011年度(平成23年度)理事会などの開催一覧表

No	開催日	場所	主議題		参加者数
1	2011.04.09	辰市ふれあい会館	第1回理事会	まほろば競技会会計報告と概要報告、第30回競技会の件、体協加盟中間報告、総会の件、東日本大震災義援金の件	17名
2	2011.05.03	宇陀市総合体育館	第2回理事会	第30回競技会の反省、総会の件、体協加盟進行状況報告、講習会の件、オータムダンスパーティーの件	23名
3	2011.05.21	辰市ふれあい会館	2011年度定期総会	2010年度事業報告、会計報告、会計監査報告の承認、2011年度の事業計画、予算計画の承認、2011年度・2012年度の役員の承認	出席17人 委任状 154人
4	2011.05.21	辰市ふれあい会館	第3回理事会	第30回競技会の反省、2011年度役員の仕事分担の件、講習会開催の件、サマーダンスパーティーの件、オータムダンスパーティーの件、都道府県対抗戦派遣選手選考の件、退任役員に記念品を送る件	17名
5	2011.07.02	西部生涯スポーツセンター	第4回理事会	講習会の反省の件、サマーダンスパーティーの件、第31回競技会の件、オータムダンスパーティーの件、役員懇親会の件、体協加盟の件、本部の総会出席報告	16名
6	2011.08.21	せせらぎホール会議室	第5回理事会	講習会の会計・アンケート報告、サマーダンスパーティーの反省、第31回競技会の件、オータムダンスパーティーの件、役員懇親会の件、体協加盟の件	20名
7	2011.09.24	辰市ふれあい会館	第6回理事会	体協加盟申請に関する件、サマーダンスパーティー会計報告の件、第31回競技会の件、オータムダンスパーティーの件、技術認定制度導入の件、役員忘年会の件	15名
8	2011.10.10	宇陀市総合体育館	第7回理事会	第31回競技会の反省、オータムダンスパーティーの件、新春ダンスパーティーの件、次回講習会の件、役員忘年会の件、	22名
9	2011.11.20	リーベル王寺	第8回理事会	第31回競技会会計報告、オータムダンスパーティーの反省、都道府県対抗戦の件、新春ダンスパーティーの件、講習会の件、まほろば円舞会の件、役員忘年会の件、他府県ダンススポーツ連盟の記念パーティへの参加の件	22名
10	2010.12.10	さんさにい	第9回理事会	オータムダンスパーティー会計報告、新春ダンスパーティーの件、講習会の件、まほろば円舞会の件、2012年度の競技会日程の件	15名
11	2012.01.07	辰市ふれあい会館	第10回理事会	新春ダンスパーティーの件、講習会の件、その他	15名
12	2012.02.25	西部生涯スポーツセンター	第11回理事会	新春ダンスパーティーの反省、講習会の件、まほろば円舞会の件、第32回競技会の件、茨城県創立30周年記念式典参加報告、規約改正の件、総会までの日程の件、総会資料作成分担の件、大阪グランプリ手伝い要員の件、サマーダンスパーティーの件、	12名
13	2012.3.20	西部生涯スポーツセンター	第12回理事会	新春ダンスパーティーの会計報告、講習会の反省、第32回競技会の件、規約の改定・会費規程の件、スタンダード講習会の件、新規指導員講習会開催の件、総会までの段取り、都道府県対抗戦派遣選手選考委員の件	14名

# 2011年度（平成23年度）収支計算書

収入の部				
科目	予算額	決算額	差異	備考
<b>1. 事業活動収入</b>				
1) 会費収入				
会員登録料	240000	210000	30000	1500円×139+500円×3
選手登録料	280000	214500	65500	3500円×61+1000円×1
その他(会員証再発行手数料等)		6000	-6000	
会費収入計	520000	430500	89500	
2) 助成還付金収入				
還付金	80000	71400	8600	
助成還付金収入計	80000	71400	8600	
3) 事業収入				
主催講習会会費収入	50000	54000	-4000	
主催競技会会費収入	2400000	2183600	216400	
パーティー会費収入	800000	695000	105000	
広報・会員増員活動事業収入	50000	112000	-62000	DVD販売
事業収入計	3300000	3044600	255400	
4) 雑収入				
CD販売 差額金		600	-600	
利息		52	-52	
雑収入計		652	-652	
当期収入合計(a)	3900000	3547152	352848	
前期繰越収支差額		827913		
収入合計(b)	3900000	4375065	-475065	

支出の部				
科目	予算額	決算額	差異	備考
<b>2. 事業活動支出</b>				
1) 事業費支出				
主催講習会事業費	50000	62010	-12010	
主催競技会事業費	2000000	2125154	-125154	
主催パーティー諸経費	600000	344987	255013	
広報・会員増員活動事業	100000	115912	-15912	
競技選手強化派遣活動事業	150000	133590	16410	
事業費支出計	2900000	2781653	118347	
2) 管理費支出				
本部納入金				
会員年会費納入	48000	39600	8400	
選手登録料納入	160000	127000	33000	
総会・理事会会議費	200000	192282	7718	
会議出張・講習会会費交通費	100000	77530	22470	
交際費(協賛金)	100000	131340	-31340	
DVD-R購入費、郵送料	0	19251	-19251	
登録管理	150000	150430	-430	
管理費支出計	758000	737433	20567	
3) 雑支出				
義援金	200000	100290	99710	
記念品木箱、トロフィー違い等		21941	-21941	
雑支出計	200000	122231	77769	
予備費	100000	0	100000	
予備費支出計	100000	0	100000	
当期支出合計(c)	3958000	3641317	316683	
当期収支差額(a)-(c)	-58000	-94165	36165	
次期繰越収支差額(b)-(c)	-58000	733748	-791748	

# 監査報告書

私ども監事は、奈良県ダンススポーツ連盟規約第12条に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度業務について監査を実施した。

その結果を次に報告する。

## 1. 監査方法概要

監事は理事会に頻回に出席し、また殆どの事業に参加し、その活動状況を観察してきた。さらに役員（監事を除く）等から事業の報告を聴取し、事業報告書を閲覧し、事業の実施状況を調査した。

また、会計担当者から説明を受け、決算報告書について検討した。

## 2. 監査結果

- (1) 事業報告書は、奈良県ダンススポーツ連盟の業務運営状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って正しく決算されている。
- (3) 役員職務執行に関し、不正な行為または規約に違反する事実は認められなかった。

平成24年4月26日

奈良県ダンススポーツ連盟 監事

監事

塩田 稔   
堀田 邦子 

## 2012年（平成24年）度奈良県ダンススポーツ連盟事業計画

### I.公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 の事業計画

県連盟の計画に取り入れうる事業のみを列記する。

#### 1. ダンススポーツ競技の推進に関する事業

- ・若年層（ジュニア）の育成事業

「子どもダンスうんどう」講座を継続しつつ、認定ジュニアクラブ及び公認ジュニア指導員の養成、質の向上を図り、ジュニア競技者の育成へつなげる。

#### 2. ダンススポーツの普及推進に関する事業

- ・会員拡大計画の推進

前年度に引き続き、ダンススポーツ普及を目指した会員拡大活動を推進する。

初心者講習会、生涯スポーツ系イベント、技術認定会などの具体的な実施方法、実施ノウハウを提示し、各都道府県連盟の活動を支援する。

- ・技術認定制度の推進

技術認定会、講習会の更なる全国的な開催、展開及びその定着を図る。

- ・指導員養成事業の推進

会員拡大を促進するため、公認指導員の幅広い知識、指導力の養成を行う  
日体協公認ダンススポーツ指導員の養成を行う。

- ・「ねんりんピック」及び国民文化祭におけるダンススポーツ競技への参加拡大を図る。

#### 3. その他の事業

- ・各県体育協会への加盟の促進を図る。

### II. 奈良県ダンススポーツ連盟の事業計画

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 の事業計画を参考に、本年度の事業目標を下記4項目として活動する。

- ① 愛好家との親睦
- ② 競技選手会員、一般会員の拡大、ジュニア層の開拓
- ③ 競技選手、愛好家のダンス技術レベルの向上、技術認定制度の導入、指導員の養成
- ④ 競技会開催、競技会スタッフの養成

目標を達成するための事業計画について説明する。

#### 1. ダンススポーツ競技の推進に関する事業

#### (1) 競技会の開催

年2回の競技会開催を予定している。会場の確保がやや定例化し、円滑で特徴ある競技会が開催できるようになりつつある。単に参加者の増加だけでなく真に選手にとっての視線で良い競技会を目指す。また、開発途上の「新リアルタイム支援システム」の習得をはじめ、他府県競技会スタッフと交流できる競技会技術習得人材の育成にも努めたい。

#### (2) 技術講習会の開催

広く講師を招聘し、競技選手のための技術講習会を年2回開催する予定である。開催時のアンケートや反省会を参考に参加者のニーズを充分に取り入れた講習会にしたい。

#### (3) 都道府県対抗全国ダンススポーツ大会に奈良県代表選手を選考し、派遣する。

### 2. ダンススポーツの普及推進に関する事業

#### (1) 会員拡大の推進

愛好家との親睦と会員拡大のためのパーティの実施（大小取りまぜて、年三回を目標）、愛好家への技術認定会の実施により会員拡大活動を進める。

サークルの発表やダンス愛好家たちの横のつながりを構築しつつ、会員の拡大を図る。

また、ジュニア指導員の拡充を皮切りに、ジュニア層の開拓に着手する。

#### (2) サークルの連盟への加盟活動推進

県下ダンス愛好家の活動状況の調査をもとにサークルの連盟への加盟勧誘を行う。

#### (3) 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟の推奨する技術認定制度をとりいれ、積極的に利用し、サークル活動の愛好家に寄与するために、技術認定員を育成していく。

#### (4) 西部ブロックと連携して、公認指導員を養成することにより、奈良県下のサークルを充実させ、上記の技術認定制度に繋げていく。

### 3. その他の事業

(1) ねんりんピック・国民文化祭などのダンススポーツ競技への参加のための活動を続ける。

(2) 奈良県体育協会の活動に協力し、積極的に奈良県民の健康増進に貢献する。

以上

2012年(平成24年) 度 予算

収入の部					
科目	2011年度			2012年度	
	予算額	決算額	差異	予算	備考
1. 事業活動収入					
1) 会費収入					
会員登録料	240000	210000	30000	210,000	1500円×140
選手登録料	280000	214500	65500	210,000	3500円×60
その他	0	6000	-6000	0	
会費収入計	520000	430500	89500	420,000	
2) 助成還付金収入					
還付金	80000	71400	8600	80,000	
助成還付金収入計	80000	71400	8600	80,000	
3) 事業収入					
主催講習会会費収入	50000	54000	-4000	50,000	年二回
主催競技会会費収入	2400000	2183600	216400	2,500,000	年二回
パーティー会費収入	800000	695000	105000	700,000	年二～三回
DVD販売収入	50000	112000	-62000	50,000	
事業収入計	3300000	3044600	255400	3,300,000	
4) 雑収入					
その他(返還金)	0	600	-600	20,000	体育協会助成金
利息	0	52	-52	0	
雑収入計	0	652	-652	20,000	
当期収入合計(a)	3900000	3547152	352848	3,820,000	
前期繰越収支差額		827913		827,913	
収入合計(b)	3900000	4375065	-475065	4,647,913	

支出の部					
科目	2011年度			2012年度	
	予算額	決算額	差異	予算	備考
2. 事業活動支出					
1) 事業費支出					
主催講習会事業費	50000	62010	-12010	60,000	
主催競技会事業費	2000000	2125154	-125154	2,000,000	
主催パーティー諸経費	600000	344987	255013	500,000	
広報・会員増員活動事業	100000	115912	-15912	200,000	ジュニアクラブ・サークル立上げ予算10万
競技選手強化派遣活動事業	150000	133590	16410	80,000	岐阜県へ8組×0.5万プラスα
事業費計	2900000	2781653	118347	2,840,000	
2) 管理費支出					
本部納入金	会員年会費	48000	39600	8400	50,000(300×160)
本部納入金	選手登録料	160000	127000	33000	160,000(2000×80)
本部納入金	再発行手数料	0	0	0	0
総会・理事会会議費	200000	192282	7718	200,000	
会議出張・研修会交通費	100000	77530	22470	100,000	
交際費(協賛金)	100000	131340	-31340	130,000	本部主催競技会広告30*3とGPX
DVD販売経費	0	19251	-19251	20,000	
登録管理	150000	150430	-430	150,000	
管理費計	758000	737433	20567	810,000	
3) 雑支出					
義援金	200000	100290	99710	0	義援金
記念品木箱、トロフィ違い等	0	21941	-21941	10,000	体育協会へ
雑支出計	200000	122231	77769	10,000	
3) 支出予備費					
予備費	100000	0	100000	100,000	
予備費計	100000	0	100000	100,000	
当期支出合計(c)	3958000	3641317	316683	3,760,000	
当期収支差額(a)-(c)	-58000	-94165	36165	60,000	
次期繰越収支差額(b)-(c)	-58000	733748	-791748	887,913	

## 奈良県ダンススポーツ連盟規約

### 第1章 総則

#### (名称)

- 第1条 本連盟は、奈良県ダンススポーツ連盟と称し、  
英文名を「Naraken DanceSport Federation」とする。
- 2 本連盟の通称を、「JDSF奈良県ダンススポーツ連盟」とする。
- 3 本連盟の略称を、「JDSF奈良」とする。

#### (事務所)

- 第2条 本連盟は、事務所を奈良県下に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

- 第3条 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下、「JDSF」という。)定款に基づき、奈良県のダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) オリンピック及び国体につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
  - (2) 本県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
  - (3) JDSF公認又は承認等の競技会の開催及び支援
  - (4) JDSFが行う事業への協力
  - (5) 奈良県体育協会への加盟及び関連事業の推進
  - (6) 奈良県所属の会員及び選手等の登録管理
  - (7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
  - (8) 機関誌等刊行物の発行等
  - (9) その他、奈良県において本連盟の目的を達成するための必要な事業

### 第3章 加盟団体及び会員、代議員

#### (加盟団体)

- 第5条 本連盟の加盟団体は、奈良県内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークル、及び理事会で

承認された団体とする。

#### (会員)

- 第6条 本連盟の会員は、前条の加盟団体の会員とする。
- 2 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員をおくことができる。

#### (入会金及び会費)

- 第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。
- 2 会員は本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、JDSF所定の年度会費を納めなければならない。

#### (会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 退会
  - (2) 死亡
  - (3) 除名
  - (4) 会費未納
- 2 前項により資格を喪失した場合は、JDSFの正会員あるいは一般会員の資格も喪失する。
- 3 第1項第3号の除名は次の場合とし、JDSF定款に従って決定される。
- (1) JDSF定款又は本連盟の規約に違反したとき
  - (2) JDSF又は本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第4章 総会

#### (構成)

- 第9条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。
- 2 本連盟の総会の構成員は、すべての会員とする。

#### (権限)

- 第10条 総会は、次の事項について付議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 事業報告書、収支決算書及び貸借対照表の承認
  - (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
  - (4) 規約の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他必要と認められた事項

#### (開催)

- 第11条 総会は、定時総会として毎会計年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第 12 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 5分の1以上の構成員もしくは過半数の監事は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。その場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

3 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、J D S F加盟団体規程に基づき J D S Fが臨時の総会を招集できるものとする。

4 総会を招集するには、総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第 13 条 総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席構成員の中から選出する。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

2 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。

3 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

(決議)

第 15 条 総会の決議は、構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員 の 解任
- (2) 規約 の 変更
- (3) 解散又は J D S Fからの脱退

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第 17 条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、その他必要に応じて役職理事を置くことができる。

(役員 の 選任)

第 18 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は2名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事総数の30%を超えてはならない。
- 4 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別の関係にある者が含まれてはならない。

(理事 の 職務)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を執行する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- 3 役職理事は、会長の指示する業務を行う。

(監事 の 職務)

第 20 条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事会に出席するなどして、理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は J D S Fに報告すること。

(役員 の 任期)

第 21 条 本連盟の役員 の 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

第 22 条 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉役員 の 職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 23 条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び役職理事の選任並びに解職

(招集等)

第 25 条 理事会は、定期的に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。第 2 項の場合は理事の互選とする。

(議決権)

第 26 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

- 2 当該理事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事及び他の理事を代理人として表決を委任した理事は、出席者としてみなす。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(加盟団体の管理)

第 29 条 本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。また、臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。

- 2 本連盟理事会は、本連盟加盟団体の活動に不整合がある場合は J D S F に報告するものとする。
- 3 本連盟理事会は、前項の加盟団体について J D S F と協力して監査を行い、改善等を指導できるものとする。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 30 条 この連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 本連盟の第 10 条 (3) の書類については、会

長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 本連盟の第 10 条 (2) については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第 33 条 会長は、第 16 条、第 28 条、第 31 条、第 32 条の書類及び役員名簿を第 2 条に規定する事務所に 3 ～ 5 年間備え置くものとする。

## 第 8 章 J D S F 正会員及び J D S F への報告

(J D S F 正会員)

第 34 条 本連盟は、J D S F 正会員選出規則により選挙管理委員会を設置し、J D S F 正会員を選出する。

(J D S F への報告)

第 35 条 本連盟理事会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、及び第 10 条 (2)、(3) の書類を J D S F に報告するものとする。

- 2 臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を J D S F に報告するものとする。

## 第 9 章 他団体への加盟、規約の変更及び解散等

(他団体への加盟)

第 36 条 本規約第 4 条に記載のない団体に加盟する場合は、J D S F の承認を得るものとする。

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。ただし、事前に J D S F 加盟団体規程に定められた手続きを経なければならない。

(解散もしくは J D S F からの脱退)

第 38 条 本連盟が、解散又は J D S F から脱退する場合は、総会にて決議するほか、次の第 1 号又は第 2 号のいずれかの手続きを経るものとする。

- (1) 本連盟会員総数の 4 分の 3 以上の賛成
- (2) J D S F 理事会の承認

- 2 本連盟が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

附則

この規約は、2012 年 (平成 24 年) 4 月 1 日より施行する。

総会承認日 2012年（平成24年）6月9日

## 奈良県ダンススポーツ連盟会費規程

本規程は、奈良県ダンススポーツ連盟規約第7条の規定に基づき、奈良県ダンススポーツ連盟に所属する会員の入会金および会費について定める。

（サークル系会員の入会金および会費）

- 第1条 サークル系会員（組織コード650001「奈良県全域」に所属するJDSF会員）の入会金は不要とする。
- 2 サークル系会員の会費（県会費）は、一人当たり、年間、1200円とする。
  - 3 前項の会費とJDSF本部へ納付する年度会費300円との合計金額1500円を、サークル系会員一人当たり年間の会員登録料とする。
  - 4 理事会の決定に基づき、入会時期や年齢等による第2項の会費の割引を定めることができる。

（DSC系会員の入会金および会費）

- 第2条 DSC系会員（組織コード650000「奈良県」に所属するJDSF会員）の入会金および会費は、DSC系会員を管理するJDSF西部ブロックAリーグ部が定める。

（改廃）

- 第3条 本規程は、総会において、過半数の賛成により、改定又は廃止をすることができる。

（実施）

- 第4条 本規程は、2012年（平成24年）4月1日より適用する。